

## 田原本町監査第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規程により公表します。

平成29年7月3日

田原本町監査委員 井上喜一

田原本町監査委員 竹邑利文

### 定期監査の結果について（水道事業会計）

このことについて、平成29年5月25日に実施しました、平成28年度予算の執行にかかる監査の結果、事務の執行及び事業の管理については下記のとおりであり、概ね適正かつ効率的に執行しているものと認められたことを報告します。

#### 記

水道は国民の日常生活に直結し、その健康を守るための大切なインフラの一つである。事業経営にあたっては安全、安心、安定な供給が基本目標となり、さらに公営企業体であることから効率的・経済的観点にも十分配慮して行われなければならない。また、万一の災害に備えて十分な準備も必要である。

平成28年度は、まず経営的には、平成23年10月の料金改定と引き続き経費削減等の努力により、それまで続いた赤字経営を平成23年度決算で黒字に転換して以降、平成28年度も単年度収支で35,372千円の黒字を計上している。

しかしながら、かねて進行していた井戸等の老朽化によって自己水原価が高騰し、平成28年度に初めて $\text{m}^3$ 当たり100円を超えた。同時に県水の受水量が増え、自己水単価と県水受水単価との差が縮小している。自己水と県水受水との取水割合は、35：65である。事態の進行を見越して平成30年度より県水受水率を100%とする予定で施策が始まっている。

万一の災害に備えて石綿セメント配水管の更新にあわせて耐震配水管にする施策も始まっている。

平成28年度の事業執行について多少気がかりなのは予算に対して不用額が多額に上ることである。原因の大部分は下水道事業ほかの公共事業にあわせて配水管の移設や改良を計画しつつ、これら公共事業の遅延や変更に伴って発生したものであるから、公営企業体として一概に批判されるべきではないが、可能ならば町政全般に亘る事業執行管理のようなシステム(例えば国庫補助金の措置予定に連動して当該事業だけでなく町の関連事業まで含めてどのように変わるかを一目でわかるようなシステム)が工夫されれば、町政運営の効率化が一気に進むのではないかと考える。